

犯罪被害者等基本計画骨子案（３）に対する修文意見（法務省）

【修文意見】

２ 安全の確保の充実等（基本法第１５条関係）(2) イについて

- (1) イ 法務省において、性犯罪等の被害者について、一定の場合に、__起訴状朗読の際、被害者の氏名等を朗読しないこととするなど、公開の法廷において被害者の氏名等を明らかにしないようにする制度、__検察官又は弁護人が、証拠開示の際に、相手方に対して、被害者の氏名等が関係者に知られないようにすることを求めることができる制度の導入に向けた検討を行い、２年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。【法務省】

【修文理由等】

上記の制度については、当省から提出した資料に記載し検討会でも説明したように、特に弊害が大きいと考えられる「性犯罪等の被害者」に係る制度として、その可否を検討しているところであり、この点については、被害者等からの要望や検討会においても、特段の異論はなかったものと認識している。

そこで、性犯罪だけに限られる趣旨ではないが、例示として「性犯罪等」を挙げる必要がある。

また、この例示が、両制度にかかることを明らかにするため、両制度の前にそれぞれ「 」、「 」を加えるのが相当である。

なお、下線部の「関係者」に関しては、一定の事項について被告人にも知られないようにすることを、検察官又は弁護人が相手方である弁護人又は検察官に対して求めることができる制度として、その可否を検討しているところであり、その意味で、上記の「関係者」には被告人も含まれ得るものと理解していただいて結構である。

【修文意見】

３ 保護、捜査、公判等の過程における配慮の充実等（基本法第１９条関係）(1) ウについて

- (1) ウ 法務省において、検察幹部が犯罪被害者等の心情等に理解を深めるとともに、市民感覚を失い又は独善に陥ることを防止することに資するためのセミナーの実施、検察官（検事）に市民感覚を学ばせるため公益的活動を行う民間団体や民間機関企業に一定期間派遣する研修の実施等、研修内容を検討しつつより効果的な研修を実施し、職員の対応の改善に努める。【法

務省】

【修文理由】

検事外部派遣の制度を説明するに当たり，このような書きぶりが適切と考えているため。